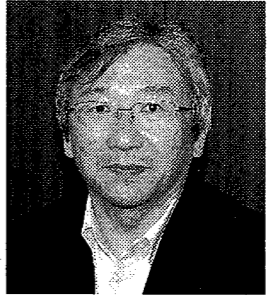


オピニオン

NPO法人広島自閉症協会 小野塚剛理事長(51)=広島市佐伯区

特別寄稿

発達障害と裁判



大阪地裁が7月、殺人罪に問われたアスペルガー症候群の被告に求刑を上回る量刑を言い渡した判決があった。発達障害の息子の父として、障害に対する無理解に強い悲しみを感じた。

既に専門家からも、判決内容や裁判の進め方に対し、多くの批判が表明されている。しかし、今回の問題は裁判の在り方だけにあるとは思えない。「事件が起きる前に被告やその家族の窮状を何とかできなかつたのか」との議論が足りないのではないかと。

判決要旨によれば、被告は小学5年のころから不登校になり、約30年間ほとんど引きこもり状態にあったようだ。発達障害による育ちにくさは、幼児期から明確に出ていたと推察される。

被告の42歳という年齢からすれば、幼児期には発達障害が世の中でもほとんど知られておらず、家庭や学校で障害に気付かなかつたことばやむを得なかつた。しかしながら発達障害の存

周りの無関心 過誤を生む

在も徐々に認識され、子どもの頃には気付かないままに大人になってから初めて発達障害と分かる大人の発達障害が多いことも知られるようになってきた。それなのに今に至るまで、被告やその家族には、医療や福祉との接点が全くなかつたのだろうか。

被告と家族の凄惨な状況が「見過ごされていた」のであれば、判決以上の過誤ではないのか。医療や福祉関係者が裁判官や裁判員ばかりを非難することには違和感がある。

また、被告や家族へ何らかの支援を行っていたとしても、結果として事件を防げなかつたことになる。被告と家族に医療、福祉および行政がどう関わったのか、丁寧な検証が不可欠だ。メディアにも検証報道を期待したい。

どんな事情であれ人の命を奪つたことに条理はなく、重い量刑は当然かもしれない。

しかし判決は、アスペルガー症候群という発達障害がある被告の「受け皿」が社会にならなかつたことを、量刑を重くした理由としている。

由に挙げている。

受け皿がないというならむしろ、発達障害者支援法などで示された責務を果たさず障害を見逃してきた行政に早急な支援の拡充を促すことこそ、司法の役割ではないのか。

30年以上の長きにわたり社会から疎外され否定され続けられ、障害のあるなしにかかわらず人格形成に大きな影響が生じてしまう。それを判決は「犯行動機形成過程は通常人には理解が苦しむものがあり」として、被告の30年間を理解すること自体を放棄したといえる。

「愛の対義語は無関心である」とマザー・テレサは言ったが、この判決の誤りはまさに発達障害への「無関心」にある。「誤解」は理解に進化する可能性もあるが、「無関心」に進歩はない。

発達障害は一見するだけでは気付きにくく、障害があることの大変さ、生きづらさを感じてはあまりに鈍感過ぎる。

。「通常人」の当たり前や常識に合わせようとしている当事者本人の大変な努力に、思いをめぐらすこともない。こうした当事者のつらさや努力への「過小評価」を意識することが、この障害への理解の出発点ではないだろうか。

障害があること自体は不幸ではない。しかし、周りの無関心や過小評価の積み重ねで本人が生きる価値を見失ってしまうのは、大きな不幸だ。「普通に努力すれば普通に暮らせる。そんな社会で暮らしたい」。当事者の願いはささやかなものである。

近年ようやく、発達障害のある人への支援が進み始めたが、いまだに多くの人が適切な支援を受けずにままに成人し、「大人の発達障害」に直面している。もちろん彼らのほとんどは犯罪とは縁遠いところにいるが、日々の暮らしや社会参加で大きな困難を抱え、過大な努力を強いられることになるに変わりはない。

もう誰一人として不幸にしてはならない。そのためには発達障害への適切な理解に基づいた支援を一刻も早く充実させるべきだ。

殺人罪に問われた発達障害の被告への求刑を上回る判決 大阪市平野区の自宅で昨年7月、当時46歳の姉を刺殺したとして殺人罪に問われた無職大東一広被告(42)の裁判員裁判で、大阪地裁は求刑の懲役16年を上回る懲役20年の判決を言い渡した。判決理由で、約30年間引きこもり状態だった被告が、引きこもり生活から抜け出したとい

クリック

う願いが実現しないのは姉のせいだと勝手に思い込んだ動機の形成などに、先天的な発達障害のアスペルガー症候群の影響があったと認定。「再犯の恐れがある」と指摘し「許される限り長く刑務所に収容し内省を深めさせる」とが社会秩序の維持にも資する」と説明した。被告側は判決を不服として大阪高裁に控訴した。